

## 第6回有識者懇談会 議事要旨

日 時：平成20年9月22日（月）18時00分～20時00分

場 所：（社）日本監査役協会 本部A会議室

議 事：1. 各論の検討（4）会社法と金融商品取引法の問題②

イ) 監査役（会）に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することについて

ロ) 監査役と財務・会計の知見

2. その他

### 議事内容

#### 1. 各論の検討（4）会社法と金融商品取引法の問題②

##### （1）会計監査（会社法と金融商品取引法）と監査役（論点整理2）

事務局より、標題について説明があった。

**事務局（武井委員）** 「資料7」で、前回の小委員会での議論の全体像をお話ししたうえで、「資料2」に沿って話をします。こちらで議論になる案が二つ出ています。理論的にはほかの案もあるかもしれませんが、今検討されるものとして、「A案」と「B案」の二つを書いてあります。

「A案」は現状です。「(1)会計監査人の選任」については、株主総会ですが、原案作成者は取締役会、委員会設置会社の場合だけ監査委員会になっています。

「(2)監査人の選任」については、特段の規定がないので、取締役会あるいは業務執行取締役で選任をしています。

「(3)会計監査人の報酬決定」については、取締役会あるいは業務執行取締役と監査役会の同意で決定をしています。

「(4)監査人の報酬決定」についても、特段の規定がないので、取締役会あるいは業務執行取締役で決定をしています。

今回の議論は、会社法上の会計監査人の選任・報酬決定権限と、金商法上の監査人の選任・報酬決定権限をそろえることを前提に議論をします。

「B案」は、公認会計士協会等の案です。「資料4」に詳しく書かれていますが、会計監査人も監査人も株主総会が選任し、原案は監査役会が決定するというので、ある意味、「委員会設置会社と監査役会設置会社をそろえる」ということかと思います。他方、「会計監査人と監査人も、報酬決定は監査役会にする」という二つです。

これに関しては、いろんな理由がありますが、私が理解をした理由としては、監査報酬の決定は、監査計画の内容と密接な関係に立っているということで、監査役会に会計監査人の報酬決定権を付与しても、業務執行に関する職務を行っているのではなく、監査職務

の一環として必要な事項を所掌しているのであり、会社法の整理には何ら反しないのではないか。

そういう意味で、監査計画の内容と監査報酬の決定が、ある意味、密接不可分な関係に立っているので、現行の会社法では、特に報酬などは、「業務執行の一環である」ということで取締役あるいは取締役会が決められているということではなく、「監査職務の一環」というかたちで整理をするのがいいのではないかと思います。

「二. 論点について」は、いろんな角度からの議論があり得ますが、通常、法制度を変えるときには、「必要性」と「相当性」という議論があります。現状の法制度を変える必要性ですが、「(1)現状にどういう問題点があるのか」という議論があり、それがクリアしたあとで、「(1)」の問題点を解決するのに、どのような選択肢が相当なのかということです。

「B案」であれば、「(1)」の問題点を解決するのに、「B案にすることがほかの考えられる選択肢よりも相当である」ということです。この二つの議論をしていかななくてはいけないと思っています。いろんな論点整理の仕方がありますが、「必要性」と「相当性」を意識して、議論をする必要があります。

それを踏まえて、「2. 現状にどういう問題点があるのか」は、のちほど「資料4」で詳細な説明がありますが、基本的には、「根本的な利益相反状態がある」という指摘で、業務執行者がそもそも監査人の報酬を決定していることに、「世界に説明がつかない」という言い方もありましたが、利益相反関係があるということで、「この状態を何とかしなくてはいけない」という指摘がありました。

「3. 同意権なのか決定権なのかでどう異なるか」は、相当性の話にも絡みますが、この点に関しては二つの立場が出ました。「あまり変わらないのではないか」という立場と、「全然違う」という立場の二つが出ましたので、主張の理由を書いています。

「あまり変わらないのではないか」という立場には、「同意権でも監査役には相応の説明責任は法的にあり、きちんと運用すればできるのではないか」という話と、監査役の現状を踏まえて、「決定権を与えて監査役のほうは大丈夫なのか」という二つのポイントが多かったように思います。

他方、「全く異なる」、「同意権ではだめなんだ、決定権が必要だ」という立場には、「同意権の状態では、業務執行者側が原案を作ることに変わりがないので、利益相反の状況は何ら解消されていない」ということです。「与党と野党の違い」という指摘もありましたが、同意権では結局力がない。原案作成者の作ったものをひっくり返すには、同意権ではかなり頑張らなくてはいけない。立証責任の転換ぐらいの勢いかもしれませんが、かなりのことを言わないと、なかなか原案はひっくり返せないということです。その他の理由も書いてあります。

「4」は、「同意権を決定権に変えたところで、何か変わるんですか」という質問もありましたので、「慎重派」と「積極派」で書いてありますが、「慎重派」からは、監査難

民に絡んだ議論が前回の小委員会ではありました。「積極派」の観点からすると、同意権・決定権だけで会計不祥事がなくなるというよりも、会計不祥事をこれから最小限にしていくために変えるべき一つのポイントであり、会計不祥事をなくすという観点から、「この点は最低限変えていかなければいけないポイントではないか」という指摘だったと思っています。

「5-(1)」は、「B案」になったときに、「監査役の現状は今のままでいいのか」という議論が当然出てきます。どのような点を変えていくべきなのかということで、監査役に対する情報伝達体制とか、監査役がきちんと監査計画の作成に関与をしていく、その心構えを含めて必要になってくることを、きちんと同時に提示をしていかななくてはならないということです。

「(2)」は、従来から出ている監査役の専門性、特に財務・会計に関する知見を有する者をどうするかという問題です。

「6」の、今の日本の法制を変えないと、「諸外国から『日本の制度は変だね』と言われるぐらいゆがんでいるのかどうか」という点に関して、「資料2」で説明をします。

**事務局（町田行人弁護士）**「資料2」の説明をします。1頁の「関会長からのご指摘」は、この「インセンティブのねじれ問題」については、公認会計士法の改正の際に、国会審議で附帯決議として、「引き続き、早急に結論を得るよう努めること」とありますので、これにこたえていく必要があるのではないかと指摘がありました。また、この問題を解消することにより、会計不祥事の防止にも寄与するのではないかと指摘が、関会長からありました。

3頁の「二. 監査役と会計監査人の連携」は、会社法の制度を挙げていますので、あとでご参照ください。4頁、5頁については、金融審議会でのこの問題についての指摘、あるいは国会での附帯決議を挙げていますので、こちらも適宜ご参照ください。6頁から8頁は、この問題についての岩原教授の指摘です。こちらも説明は省略します。

説明のポイントは、9頁の「六. 提起されている論点」です。「脚注4」に挙げていますが、監査人の独立性を確保するためには、監査人側の自覚が重要であることは言うまでもありません。「精神的独立性」と言われるものです。ただ、今回の議論では、「独立性の確保のために制度としてどのようなことができるのか」という検討を前提としていますので、精神的独立性の問題は特に取り上げていません。

「1」は、この問題のそもそもの出発点はどこにあるのか、念のために挙げています。すなわち、「監査人の経営者からの独立性を確保し、財務情報の適正性を確保するためには、監査人の選任議案及び報酬の決定を経営者以外の機関（監査役）が主導すべきか」という問いかけです。恐らく、この問いかけに関しては、既に会社法上、監査役に同意権を与えるというかたちで決着はついていますので、政策論としては「経営者だけで行うべきではなく、経営者から独立した機関が関与すべき」という方向性は示されています。

ただ、現行の制度が、「監査人の独立性確保を達成するための方策として十分なのか」という問題、すなわち、監査役の関与の程度の問題、あるいは監査役関与の程度が現在不十分だとすれば、十分とするための手段としてどのようなことをすればいいのか、こうした問題を議論する必要があると考えています。

「論点2」は、「経営者以外の機関が主導する場合にどのような手段が考えられるのか、現行法の監査役の権限では足りないのか」という議論をするかたちになっています。現行法の制度は、「会社法上の会計監査人の選任議案や報酬の決定は監査役に同意権を与える」というかたちになっていますが、「現行の同意権では不十分であり、決定権を付与する必要がある」というのが、「インセンティブのねじれ問題」です。

この問題の見解の前提として、「現行の同意権では監査役の関与は不十分であり、監査人の独立性確保には支障がある」という認識と、それに加えて、「監査役に決定権を付与すれば、監査役の関与は改善され、監査人の独立性確保につながるのではないか」という認識があると考えられます。この「決定権を付与すべき」という考え方については、日本公認会計士協会も指摘をしていますのでご参照ください。

「(2)現行の制度及び実務上の問題点」は、監査役に決定権を付与すれば、本当に監査人の独立性を確保することができるのか。現在、監査役が、監査人の選任議案・報酬の決定について、主導的役割を担うことができていない要因としては、同意権と決定権の違い以外にはないのかという点を検討する必要があります。それについては、11頁に「①」から「④」の四つの視点を挙げています。

「①監査役の専門性の問題」、監査役には、適切な会計監査人を選んで適切な報酬額を決定するだけの知見・能力が備わっているのかどうか。もし、それがなければ、結局、経営者の提案がそのまま通り、何も変わらないのではないかという問題があります。

「②監査役の独立性の問題」、監査役が経営者から独立しなければ、形式的に決定権が監査役に移るだけで、実態は変わらないという恐れがあります。監査役の関与が十分になされたとしても、監査人の独立性確保につながらない恐れがあるという問題があります。

「③監査役への情報伝達の問題」、監査役は決定権を付与されたとしても、決定をするのに十分な情報を得ることができなければ、結局、適切な判断をすることはできないのではないかと。「決定権を付与するという制度的枠組みを変えれば、それに伴って、当然社内での情報の伝達ルートも変わるのではないか」という考え方もありますが、果たしてそうなるのかどうか。改めて社内体制の整備を伴う必要があるのではないかと問題があります。

「④監査役の積極的関与の問題」、決定権を付与することにより、監査役は今とは異なり、積極的に監査人の選任議案及び報酬の決定に関与することになるのか。この点については、決定権が付与されると原案の作成に監査役が責任を持つようになり、監査人の選任や報酬額について、株主から総会で質問を受けたときには、監査役が説明をすることになると考えられますので、監査役としては説明義務を負うことがインセンティブとなり、積

極的に関与することになるのではないのかというポイントが考えられます。

この問題については、結局は監査役の自覚の問題が大きいのかかもしれませんが、自覚を促すために、「決定権の付与」という明確なメッセージが必要かもしれません。

矢印のところは、上記の「①」から「④」の問題は、同意権だから発生する問題であり、決定権を付与することにより解決するのか。その点は、必ずしも明らかではない部分があります。ただし、決定権を付与することにより、原案の作成に監査役が責任を持つようになり、監査役に、監査人の選任議案や報酬の決定に積極的に関与するインセンティブを与えなければ、現状は何も変わらないのではないのか。決定権の付与により、社内での情報伝達のルートも変わるし、そのような役割にふさわしい者が監査役に選ばれるようになるという考え方にも一理あるのではないかと思われます。

こういった考え方に基づいて、「決定権を付与すべき」という政策的判断があり、それに伴って、初めて上記の「①」から「④」の問題を解決するための社内体制の整備を促す環境が整うというのが、現実には即した解決方法ではないかという考えもあります。現行の同意権のままではどうなのかについては、「脚注8」に書いてあります。

今の同意権のままでは、監査役は監査人の選任議案等に積極的に関与するインセンティブがなく、積極的に関与しない以上、専門性や独立性は問題とされない。そういう状況である以上、監査役への情報伝達の必要性も、会社としては感じないという悪循環から抜け出せないという現状認識が正しいとすれば、現状のままでは会計監査人の独立性を十分に確保することは難しい。この悪循環を断ち切るためには、決定権の付与が必要だという考え方につながると思われます。

「(3)」は、決定権を付与する方法を採る場合にはいくつかの法的論点があります。一つ目としては、会計監査人の選任議案及び報酬の決定権は、もともと業務執行に属する事項ではないか。「監査役にそのような業務執行に係る権限を付与することができるのか」という法的論点が考えられます。

この問題については、監査役に決定権を与えても、会社の政策決定の二元化をもたらすものではないので、立法論としては、監査役にそのような権限を付与することは不可能ではないのではないのか。

監査役は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性をチェックする役割を負うので、報酬の決定権もその役割に関連するのではないかという指摘が考えられます。すなわち、監査報酬の決定は監査計画の作成と密接な関係に立っていることから、監査職務の一環として必要な事項を保証しているとは考えられないかという話です。

そうすると、現行の同意権では本当に不十分なのか。決定権を付与することにより、問題は解決するのか。また、監査役はそういったことを行う資質を備えているのかという政策的判断の問題が出てくるのかかもしれません。

「Q-3・4」は、会計監査人の選任議案・報酬の決定を監査役が行う場合に、「金融商品取引法上の監査人の選任及び報酬の決定も監査役が行うべきではないか」と考えられ

ますが、そのために、「何らかの制度改革が必要かどうか」というのも、法的論点として考えられます。この点については、会社法上の会計監査人と金商法上の監査人は、現在は「事実上同一」というのがほとんどだと思いますし、取引上の規則でも同一の会計監査人が行うことが推奨されていますので、改めて特段の制度改革まで必要なかという議論です。

「(4)諸外国の状況」は、「資料3」で諸外国の状況について、一覧表にまとめています。今回関連するところとしては、1頁の上から三つ目の「会計監査人の選任」という項目です。アメリカは監査委員会が選任します。ドイツは株主総会において選任、ただし、上場会社については、コーポレート・ガバナンス・コードにおいて、監査役会が指名することが提案されています。イギリスは株主総会において選任、ただし、上場会社については、同じようにコンバインドコードにおいて、監査委員会の提案に基づいて、総会に議案を提出することが推奨されています。フランスは同様に株主総会において選任ですが、資金公募会社、すなわち上場会社については、会計監査役選任の議案作成の決議に、業務執行者は参加できないかたちで、経営者からの独立性確保を図るかたちになっています。

2頁の「監査報酬の決定方法」は、アメリカは監査委員会が決定します。ドイツは、監査人と会社との間の契約は監査役会が締結することが法定されており、そのため、報酬も監査契約の一環として監査役会が決定します。イギリスは、株主総会で報酬の額、または報酬の決定方法を定めるかたちになっています。ただし、上場会社については、同様にコンバインドコードで監査委員会の承認が求められるという状況です。

フランスは多少状況が異なります。経営者と監査人との間の契約で決まります。ただし、決め方について、ある程度手続的な規定があります。まず会計監査人が必要時間を見積もった作業計画書を作成し、それに基づいて会社と交渉します。仮にその点について争いがあれば、第三者機関が仲裁するというかたちで解決が図られています。諸外国の状況で関連する部分としては以上です。

「資料2」の12頁、「(4)」に戻ります。このような状況で、諸外国においても、「監査人の独立性確保を重視している」という状況に変わりはありません。そのために、「非業務執行役員が監査人の選任や報酬決定に関与すべきだ」という考え方も共通していると思われます。ただし、具体的にどのように関与をしていくのか、その仕方や方法については多少違いがあるという状況かと思えます。以上が諸外国の状況です。

13頁の「論点3」は、監査役が監査人の選任議案及び報酬の決定について主導的役割を果たすために、必要な社内体制としてはどのようなものがあるのかという検討をしています。ちなみに、監査役が主導的役割を担うことができない要因を取り除く整備を進めていけば、同意権から決定権に移さなくても、今の同意権のままでも十分強力な権限ですので、問題は解決するのではないかという意見もあります。

「(1)監査役に少なくとも1名、財務・会計・監査の専門的知見を有する者が必要ではないか」という論点が考えられます。この点については、会計監査人の報酬は、監査時間

の見積りに単価を乗じて算出されるのが現在のあるべき姿ですので、監査時間の見積りは、その会社に適した監査計画の作成と表裏一体の関係にあり、会社の予算の観点だけでなく、監査計画の適切性の観点、この両方の観点から見る必要があるのではないかと考えられます。そうすると、「監査役には、監査計画の適切性を判断できるだけの専門的な知見が必要ではないか」ということが考えられます。

この点は矢印のところに挙げています。会社法上、監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、既に、その事実は事業報告の記載事項とされているので、一定程度の制度整備はなされていると考えられます。仮に、監査役に決定権が付与され、「監査役に専門的な知見を有する者がいる必要がある」ということが広く認識されるようになれば、「会社は自主的にそのような者を監査役に選任するような動きが出てくる」という期待ができるという考え方もあります。

「(2)」は、監査役の経営者からの独立性の問題です。矢印のところに挙げていますが、現在、「監査役会の半数以上は社外監査役でなければならない」という状況です。そのような制度整備がなされている状況であることから、「監査役の経営者からの独立性確保のための制度整備は、既になされていると考えてよいかどうか」という問題が指摘できます。この点については、「社外監査役の社外性、独立性が現在の状況で十分なのかどうか」という議論にもつながると思いますが、その議論については、次回議論ができればと考えています。

「(3)監査役が主導するのに必要な社内体制の整備」として、経営者側としては、監査役に必要な情報が届くように社内体制を整備する必要があるのではないかと考えられます。また、監査役が、会社内部の会計部門あるいは内部統制部門ときちんと連携できる体制の整備を進めていく必要があるのではないかと考えられます。監査役の役割がある程度増大すると、監査役の補助スタッフの増員の問題や調査費用の支出など、予算の増額という問題になる可能性があります。

監査役側からの体制整備としては、社外監査役は、経営者からの独立性は確保されているとしても、社内事情に精通しているとは限りませんし、タイムリーに情報提供を受けるのは難しい場合もあるかもしれません。

他方、社内監査役は、事実上、選任・報酬決定において、経営者の意向に影響される場合も少なからずあるという現実を踏まえると、社外監査役と社内監査役には、それぞれに強みと弱みがありますので、こういうものを相互に補完し、監査役会としてうまく機能をして、そこで適切な判断がなされる、このような体制整備がなされていけばいいのではないかと考えられます。このような議論を進めていくと、「監査役会として、だれが議論をリードするのか」という議論につながるのかもしれない。

「4. その他の論点」は、「株主総会で会計監査人の監査報酬を決定するという方法かどうか」という考え方も理論的にはあります。前回の小委員会で少し議論が出たところですので挙げていますが、説明は省略します。

二点目としては、「監査役に選任議案や報酬の決定権を付与する場合には、逆に取締役  
に同意権を与えるという方法はどうか」という議論も出ました。これについても、「賛  
成・反対」両方の意見があります。こちらも説明は省略します。以上が大体の概略です  
が、16頁以降については、今までに述べた部分について、若干詳細に説明する部分ある  
いは文献を引いている部分等ですので、必要に応じて適宜ご参照ください。

## 2. 論点の整理—会社法と金融商品取引法の問題②について（日本公認会計士協会）

日本公認会計士協会副会長の友永道子氏より、標題について説明があった。

**友永氏** 日本公認会計士協会の友永です。「資料4・5・6」について、説明をし  
ます。「監査役（会）に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することにつ  
いて」という第一番目の論点を二つに分けました。

「(1)」は、会計監査人の選任議案の決定権を付与することについてです。第一パラ  
グラフは現行法下の制度について記載していますが、第二パラグラフは協会としての意見で  
す。「経営の執行機関である経営者、取締役会からの独立性を確保され、半数以上が社外  
監査役で組織された監査役会が、会計監査人の選任議案決定権限を独占し、これを株主総  
会に提案する仕組みとすべきである」ということです。そのためには、財務・会計に関す  
る知見を有する者が監査役会に監査役として参加することが必須である。これは知見のと  
ころで2番目の問題としています。

選任議案提案権限が経営者（取締役会）に与えられている場合には、利益の相反が存在  
し、会計監査人の独立性に重要な影響を与える可能性があることにより、財務情報の信頼  
性を毀損することになりかねないというのが理由です。

協会の意見を述べるときに、何回か引用している「IOSCO」の専門委員会ステートメ  
ントにおいても、「各国の法制度いかににかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の  
経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・  
指名プロセス及び監査の遂行を監督すべきである」とされています。これについては、  
「EC会社法第8号指令」についても整合したものになっています。このようにグローバ  
ルに見れば、会社の業務執行者から独立した立場にある者が外部監査人の選任について、  
権限と責任を有することが常識になっていると考えています。

従って、監査役会が会計監査人の選任に主要な権限を有するべきであるから、監査役  
（会）が会計監査人の選任議案決定権限を独占すべきである。この「独占すべきである」  
ということは、先ほどの「その他の論点」で、「取締役会の同意権が必要ではないか」と  
いう議論がありますので、そこともつながります。

「(2)」は、会計監査人の報酬決定権の付与に関する議論です。「①会計監査人の報酬  
決定権を監査役（会）に付与することの意義」について、現行法上、決定権者は経営者で  
あり、監査役会には同意権が付与されています。しかし、「監査報酬の決定は執行する



側、経営者ではなく、監視する側である監査役会が監査報酬を決定する仕組みとすべきである」というのが、私どもの主張です。

監査報酬は、現状、経営者と会計監査人との間での交渉により決定をしていますが、両当事者は監査される側と監査する側であり、利益が相反するという関係にあります。この監査報酬決定のプロセスに、両当事者に加えて、株主の立場に立った監視機関である監査役会が、最終判断者として関与することになれば、監査報酬の決定に実際的にも外観的にも透明性を与え、外見的にも実質的にも監査人の独立性の強化・確保が図られることになると考えています。

具体的に、どのような監査報酬決定のプロセスとなるのかですが、現在の会計監査人は、企業の経理部門や内部監査部門等の業務との連携等を考えないと、監査の実施はできません。監査の実施と管理を円滑に行うために、経営者と協議をしながら監査計画を作成しています。このプロセスは、監査役に決定権を与えたとしてもあると考えています。その監査計画に基づき、監査報酬の見積りを行います。監査役会は、会計監査人に監査報酬の見積りとその根拠となる監査計画についての説明を求め、経営者側には、その妥当性を判断するために監査の効率性等に関する意見を求めます。

双方から意見を求めたうえで、議論をした結果に基づいて、会計監査人と監査役会との連携にも必要な時間があるので、それを確保しているかどうかを含めて、会計監査人の業務が適切に遂行されるために必要な監査時間の確保がなされているかどうかという観点から、監査報酬の適切性についての判断を行い、決定することになると思います。

「現状、どのように監査報酬が決まっているのか」については、日本公認会計士協会が、「標準報酬規定」を平成16年3月まで作成し、これを参考として、経営者との間の協議で決定をしていました。これが「別紙1」の上を書いてあるものです。最終改定が平成14年4月にあり、人件費部分は民間主要企業の春季賃上げ率、経費部分はGDPデフレーターによる物価変動率に所定の割合2割を掛けた合計で、例えば14年4月改訂時には3.4%の上昇になっています。

具体的には、「基本報酬」と「執務報酬」ですが、一部上場会社の基本報酬は995万円ということで、これは巨大企業も一番小さい一部上場会社も同じ値段というかたちで作られ、大規模会社にとっては、総体としての単価が安くなるような仕組みでした。平成15年の公認会計士法改正により、標準報酬規定が廃止され、協会はそれに替わるものとして、「監査報酬算定のためのガイドライン」というタイムチャージ方式を推奨しています。

「資料4」に戻ります。現実には、従来どおり前年の報酬を基礎として、両者の交渉で決定され、監査人が提示するタイムチャージ方式での見積額は、差額として値引きで対処をしていることが多々あります。

さらに、近時は「監査の品質管理」ということで、非常に高い水準が求められます。会計基準が毎年のように改正、あるいは新規に適用されるということで、予定時間をはるか

に上回る実績時間を要していますが、予算の関係から翌年の報酬において考慮をしてもらうということで、その年度で追加請求をすることはほとんどありません。

「別紙1」の下に書いてあるのは、公認会計士協会で、各監査人が提出している監査概要書から証券取引法・連結財務諸表提出会社の平均値として、監査報酬・監査時間・時間単価を算出しているものです。網掛けをしているところ以降がタイムチャージ方式に変わっていますが、特にここで言えるのは、16年4月以降、監査報酬に1割程度の上昇がありますが、これは多分、有価証券報告書で会計監査人の監査報酬についての開示が16年3月期以降に始まりましたので、その影響もあると思います。

16年4月以降19年3月までの期間において、SEC登録会社の監査報酬が急激に上昇をしています。これは、会社数でいけば非常に少数の会社ですが、その影響を排除したのが下の表になります。19年3月期の監査報酬は2,800万でしたが、2,400万という数字になり、平均単価も1万1,100円で、決して高くはなっていないというのが現状です。

3頁の第三パラグラフに戻ります。経営者は、「適切な監査時間の確保」という観点からではなく、同業他社との比較や予算、会社の業績への配慮から監査報酬を決定しようとする傾向にあると言えます。監査報酬は、財務諸表が適正に表示されているかどうかの意見を表明することに対する対価であり、「資本市場に対するコストである」とわれわれは考えています。

業績の悪化等により財務情報の虚偽表示のリスクが高まると、そのために、追加的な監査手続が必要となり、監査時間が増加せざるを得ないということで、必ずしも会社の業績と連動するものではありません。会社の財務内容によって減額されたり、副次的な指導的機能の経営に対する貢献度評価によって支払われたりするべきものでは、本質的にないということです。

「③同意権ではなぜ不十分なのか」については、私どもの協会が実施した、「報酬等の同意権に関する調査結果」があり、現行の監査役会の会計監査人監査報酬同意制度の適用初年度において、監査契約締結前に監査役等から監査報酬についての相談を受けた割合は、調査対象全体の3分の1、会計監査人と経営陣との間で見解の相違がある場合に、監査役と意見交換を行った率は半数弱にとどまっています。

現状のように、同意権の付与だけでは、監査役が積極的な関与をすることは必ずしもないというのが現実です。「同意権、拒否権がある」ということですが、拒否するにはそれなりの実態的な説明資料が必要であり、不同意だという結論を出すことは、今の状況からは困難であり、経営者の決定した監査報酬に同意することになりやすい状況にあります。

監査役に監査報酬の決定権を付与すれば、決定すべき監査報酬に関して、経営者・会計監査人に監査役に対する説明責任を直接負わせることになり、この間の状況は変わるのではないかと考えています。会計監査人の報酬決定プロセスにおいて、経営者から独立した立場の監査役が、自ら会計監査人の報酬決定を行うこととなり、会計監査人の独立性確保

に対する疑義を払拭できるとともに、監査役会にとっても、会計監査人選任議案決定権と相まって、経営監視機能発揮のための強力な手段を確保することができるのではないかと考えています。

「④諸外国ではどのようなになっているのか」については、IOSCOの専門委員会ステートメントや「EC会社法第8号指令」によるアメリカやヨーロッパでの実状においても、会計監査人の監査が適正に行われるかどうかを監視する立場にある機関が決定していく、あるいは深くそのプロセスに関与していくことが、世界標準になっています。日本においても、IOSCOのステートメントにおける「実際上かつ外観上、監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関」としては、監査役会が会計監査人の選任、業務監視の中心的役割を發揮すべきである。これは日本のコーポレート・ガバナンスに対する海外での評価も、こういうことにより高められるのではないかと考えています。

「2. 監査役と財務・会計の知見」については、現在でも監査役が行っている会計監査人の監査の方法と結果の相当性の判断においては、会計監査に関する知識のある人がいる必要があるということで、「少なくとも1名の財務・会計の知見を有する者が選任される必要がある」と考えています。監査報酬の見積りの基礎となる監査計画の妥当性の判断にあたっての必要な知見とは、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断するのに必要な知見と同程度のものと考えています。

諸外国では、経営者、内部監査部門、外部監査人に監査委員会への説明責任を負わせることで、監査委員会が必要とするすべての情報を入手できる仕組みを作っています。こういうことと同じように、決定権を持つことにより情報が集まるような仕組みとすべきだと考えています。

6頁の「その他の論点」は、先ほど事務局から説明のあった点について、会計士協会としての意見です。

「(1)株主総会で会計監査人の監査報酬を決定するという方法はどうか」については、現在、会社法上の会計監査人の監査報酬と金商法上の公認会計士・監査法人の監査報酬には、内部統制監査、四半期レビューの更新も含めて、すべて一体として決定をしていますが、会計監査人が作成した監査計画に基づき、見積もられるということで、その監査計画は企業の経営環境の変化等に伴うリスクにより内容が変わっていくべきもの、絶えず見直されるべきものですので、監査計画の妥当性を判断するには、財務・会計の知見が必要です。

また、前年度の監査の結果を受けたリスク評価を織り込んで新年度の監査計画は作成されるものですので、総会の決議とするにはリスク評価時点をかなり前倒しにする必要が生じてくるという不都合があります。そういったことから、監査報酬の決定機関が株主総会であることは相当ではなく、株主の代表として経営の監視に当たり、独立性と財務・会計に関する専門性を備えた監査役会が行うことが、最も実態に合った方法であると考えてい

ます。こうした「総会で会計監査人の監査報酬を決定する」という方法には反対です。

「(2)監査役に決定権を付与する場合、逆に取締役同意権を与えるべきか」については、監査報酬の決定に経営者が全く関与していないことはない、私どもは排除するということは考えていません。「監視する側を執行側がチェックするという仕組みは、現行の会社法の論理下でも成り立たない」と私どもは考えています。取締役に同意権を与えることは、監査役による監査報酬決定に対し、実質的な拒否権を持つことにもつながり、監視を形骸化するものであり、反対です。

「別紙2」は、SEC登録会社とそれを除く日本上位の会社の監査報酬です。青山学院大学の町田祥弘教授が取りまとめているものですが、桁数が一つ違うということで、参考に持ってきました。以上です。

### 3. 意見交換

説明後、意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 監査報酬については、数年前までの約50年間にわたって標準報酬規定に基づいて定められており、会計監査人にとっては報酬の上昇インセンティブが働かず、企業にとっては実質的な報酬の上限として影響力が行使され、事業上のリスクに応じた適切な定め方がされてこなかった。こうした対応を冷静に見直し、世界的にも説明可能な監査制度を整備するためにも、監査役に決定権を与えるべきではないか。執行側に同意権を与えると案もあるが、堂々巡りとなってしまう、意味がないのではないか。
- ・ 経営者と会計監査人の関係は利益相反の関係にあるというが、果たしてそれだけなのか。「会社そのものを良くするためにどうするか」について同じ土俵で考えている点もあるのではないか。
- ・ 会計監査人の選任及び報酬の決定権が取締役会にあることが本当に会計不祥事の原因になっているのか。はっきりとした因果関係はないのではないか。会計監査人の選任の決定権と報酬について監査役会に同意権を与えるという現在の制度は、会社法の立法過程などにおいてもさまざま検討された上での制度であり、ここで特に大きく変える必要はないのではないか。
- ・ ほとんどの経営者は、監査に必要な時間であれば、必要な時間の監査に係る報酬を支払って自社の財務諸表を適切に保証してもらうことが必要だという考えに立っているのではないか。
- ・ 例えば、数百社にもわたる子会社の監査計画を立て、適切に進捗状況を監視していくことを監査役会が行うことには、実務的に難しい点も多いのではないか。
- ・ そもそもこの問題の出発点として、「インセンティブのねじれ」があるのかどうかという認識がベースになるように思われるが、一部の大企業や有力企業だけでなく、広く日本の企業全体として考えれば、やはり「インセンティブのねじれ」はあるのでは

ないか。そうであれば、監査人の報酬決定権の受け皿として監査役が担っていくことを検討する価値はあるのではないか。監査役が受け皿となり必要に迫られることで、スタッフの整備、監査役の資質の向上、情報の伝達などの面で整備が充実されていく可能性にも期待できるのではないか。

- ・ 決定権と同意権でそれほど大きく異なるのだろうか。同意権の下でも、会計監査人に対して見積りや監査計画について説明を求め、経営者に対しても意見を求めるといったことは必要なのではないか。
- ・ この問題を検討する上での要点は、一つは「会社の金融不祥事を減らすためにはどういうかたちがいいのか」という問題であり、もう一つは、諸外国から見た際に「監査される側が監査する側に対して報酬を頼っていくのは本当にいいのかどうか」という問題ともいえるのではないか。
- ・ 適切な情報提供がされるといった体制整備が行われている企業においては同意権と決定権で差異はないのではないか。問題はそういった仕組みの整っていない企業であり、こうした企業については、何らかの手当てをすることで改善を図ることを検討してもよいのではないか。
- ・ 仮に監査役が決定権を有するとすれば、不祥事を防止するという観点から、監査日数が本当に妥当か等について、直接に会計監査人から説明を聴取することになり、執行部が行う判断基準とは違いが出てくることとなるのではないか。
- ・ 企業人にとっては、決定する、決裁するといった言葉には、直接的責任を持つことに繋がるという認識があり、決定権と同意権では意味合いが大きく異なるのではないか。決定権にすることにより、従来不作為についてはほとんど責任を問われなかった監査役に対して、直接的な責任を迫る強いメッセージとなるのではないか。
- ・ 会計基準の国際化と同様に、監査の面でも国際的に説明のできる制度にしていくべきである。今必要な手当てをしておかなければ、何か不祥事が発生した際に「手当てが不十分である」との批判を、海外の資本市場から受けるのではないか。
- ・ 公認会計士・監査審査会なり、あるいは東証のような証券市場を担う機関等が監査報酬に対してどのような役割が果たし得るのかなど、監査報酬のあり方について、第三者的な機関の関与の在り方を含めて、上記と同様に将来を見据えた議論をする必要があるのではないか。
- ・ 証券取引所が上場会社の会計監査人の選任や報酬に関与すべきとの議論もあるが、あまり現実的ではないのではないか。会社の規模や体制によって監査にかかる時間が変わり得ることや、証券取引所から「時間がかかったから」といって費用を請求してもなかなか応じてもらえないことも考えられる。また、現在は、監査法人間で品質向上の競争が行われており、それを抑止してしまうことにもなるのではないか。諸外国でも例をみないことであり、現実的でないように思われる。
- ・ 不祥事が発生しても、監査役が責任を問われることはまれであるという現状は、監査

役が企業のガバナンスを担っていないということにもつながるのではないか。監査役が企業のガバナンスを担っていることを明確にしなければ、国際的にも評価されないのではないか。

- 日本の監査制度の歴史を振り返れば、企業と会計監査人とはいわば運命共同体であるという認識が少なからずあったのではないか。しかし、会計基準の国際化が進み、見積りや予測の分野が増えることで会計処理の品質が問われるようになってきている昨今では、これまでのようなあいまいな関係を正し、十分に純化された監査機能を発揮することが求められているのではないか。経営者と会計監査人との見解の相違が生じることもこれまで以上に多くなることも考えられ、そうした際に、報酬の決定権を持つ経営者に対して会計監査人が適切な意見を述べるのが難しいというケースもあるのではないか。そうした関係を断ち切るべき時期に来ているのではないか。
- 会計監査人の報酬決定プロセスに取締役が全く関与せずに監査役のみで決定することは現実的ではないのではないか。監査役に決定権を付与するのであれば、取締役会に同意権を付与すべきである。
- 会社法施行規則107条2項において、「取締役又は取締役会は監査役の職務執行のために必要な体制の整備に留意しなければならない」と規定されており、会計不祥事を防止するという中長期的な大きな目的のためには、執行部と監査役が協力して体制を整備するということが会社法の本質でもあるのではないか。
- 会社法制定にあたっての議論においては、まずは同意権でスタートし、実務的な不都合があるかどうかを見極めようということだったのではないか。制度が始まってから2年ほどしか経っておらず、同意権では不十分なので見直すべきというには、時期尚早なのではないか。
- 欧米と異なり、日本においては、監査人の果たす指導的機能が上手く機能し、外部監査が円滑に受け入れられる要因となったが、それが長期にわたったことで、癒着やなれ合いが生じているとの批判を受けるに至っているのではないか。今後は国際的にも説明のできる対応を採る必要がある。
- 経営者が報酬決定権を持っているために、会計監査人がものを言えない、という場合には会計監査人自身の対応によって改善できる点もあるのではないか。経営者や企業のみならず、双方に改める点があるように思う。
- 決定権と同意権で異なるところがないとの意見もあるが、そうであるならば、決定権を監査役に付与しても不都合はないはずである。むしろ決定権とすることで、少なくとも外観的には国際的に説明のつく形にしてはどうか。
- 国際的な仕組みと異なるということであれば、なぜ異なっているのかについて説明をすることになるが、少なくとも説明のためのコストはかかる。このことをどのように考えるのか。仮に、同意権でも決定権でもどちらにしてもさほど変わらないという実態判断があるのであれば、決定権に移行することによって何か積極的に不都合なこと

が生じるのかどうかを検討し、その結果、何かあるのであれば議論をすべきであるが、そうでなければ、ガバナンス全般について言えることであるが、説明のし易い制度のほうがよいのではないか。

以上